

障害者・高齢者虐待防止指針  
緊急やむを得ない身体拘束等の適正化指針  
及び  
マニュアル

2018年4月1日施行  
2019年4月1日改正  
2022年4月1日改正  
2024年4月1日改正

社会福祉法人北海長正会

# 障害者、高齢者、児童虐待防止指針

## 1. 私たちの誓い (基本的な考え方)

虐待は被虐待者に対し精神的・身体的に大きな弊害をもたらすだけでなく虐待者にも精神的なダメージを与え、社会的にも大きな問題を引き起こします。虐待とは他者からの不適切な取扱いにより人権を侵害され、生命、健康、生活が損なわれる状態に置かれることです。

身体拘束は、身体的拘束及び他者から行動の自由を制限されることであり、高齢者ケアの基本的なあり方にかかわる問題です。私たちは身体拘束を虐待のひとつの態様と捉え、命を尊重する姿勢を忘れず、仕事に誇りとやりがいを持てるよう、「虐待をしない、させない」ための努力を法人全体で取り組んでいきます。

1) より良いケアの実現を目指します。

虐待及び身体拘束は、権利侵害を招くことを理解し、法人の基本理念・倫理綱領を守り、より良いケアの実践で権利擁護に努めます。

2) 基本的なケアを徹底します。

①起きる②食べる③排泄する④清潔にする⑤活動する個別ケアに努めます。

3) 虐待及び身体拘束の原因を徹底的に探し、取り除くケア実践に努めます。

## 2. 虐待及び身体拘束等の適正化のための委員会と報告

虐待、不適切なケア及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を一つ会議内（以下、委員会）に設置し月に1回（必要に応じて）以上開催するとともに、虐待、不適切なケア及び身体拘束等の経緯や分析を行います。その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。また3カ月に1回開催されるサービス検討委員会において外部委員より助言等を得ます。

## 3. 委員会の構成員

施設長 各課長（管理者）相談職（介護支援専門員含む）、看護職、介護職。事務職、給食、機能訓練員）

## 4. 虐待防止・身体拘束廃止責任者（以下、責任者）と虐待防止・身体拘束廃止担当者（以下、担当者）とその責務

責任者は各拠点の施設長とし、担当者は各事業管理者（課長）とする。

1) 虐待防止責任者の責務

① 虐待内容及び原因の解決策の責務 ② 虐待防止のため当事者との話し合い

③ 虐待防止に関する一連の責任者 ④ 虐待内容についてリスク委員会を開催

## 2) 虐待防止担当者の責務

① 利用者からの虐待通報受付 ② 職員からの虐待通報受付 ③ 虐待内容と利用者の意向の確認と記録 ④ 虐待内容の虐待防止責任者への報告

3) 委員会の議題は担当者が定めます。具体的には以下の内容について協議します。

①委員会その他施設（法人）内の組織に関すること

②虐待防止・身体拘束適正化のための指針に関すること

③虐待防止・身体拘束廃止のための研修内容に関すること

④虐待・身体拘束について職員が相談・報告できる体制整備に関すること。

⑤職員が虐待・身体拘束等を把握した場合、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。

⑥虐待等・身体拘束が発生した場合にその発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること。

⑦再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

※（サービス検討委員会＝苦情解決委員会、入所判定委員会、身体拘束廃止委員会、安全管理対策委員会の総称、市高齢者支援課、市社協、第三者委員、市民オンブズマン、各事業所管理者、施設長、管理課長で構成され、身体拘束等、ヒヤリハット、苦情、事故等の報告を行うと共に外部委員より助言、指導を得る）

## 2. 研修など

1) 法人全体研修で虐待防止及び身体拘束適正化等研修を年2回以上開催します。

2) 新規採用職員に虐待防止及び身体拘束適正化研修をその都度開催します。

3) 具体的には以下のプログラムにより実施します。

①虐待防止法、身体拘束廃止の基本的考え方の理解

②権利擁護事業、成年後見制度の理解

③虐待、身体拘束の種類、発生リスクの事前理解

④早期発見・事実確認と報告等の手順

⑤発生した場合の改善策

5) 研修は「介護現場における高齢者虐待防止教育システム・認知症介護研究研修仙台センター」「身体拘束ゼロの手引き・厚労省」等を活用します。

6) 上記研修の他、北海道や北広島市、老人福祉施設協議会、身体障害者施設協議会等の研修には積極的に参加し利用者の権利擁護とサービスの質の向上に努めます。

### 3. 虐待が発生した際の対応方法

虐待が発生した場合は以下の手順で進めます。

- ・発見した職員が管理者（課長）へ連絡、その後施設長へ報告します。
- ・施設長は常務理事、理事長へ報告するとともに速やかに市町村に報告をします。
- ・事実確認の結果、虐待と判明した場合には原因追求と再発防止に努めるとともに虐待者を厳正に対処します。
- ・緊急性の高い場合は、市へ連絡すると共に警察等との協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

### 4. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- ・職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、担当者に報告します。虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者等に相談します。
- ・担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、上記職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人に事実確認を行います。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行します。また、必要に応じ、関係者から事情を確認します。これら確認の経緯は、時系列で概要を整理します。
- ・事実確認の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、当人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講じます。
- ・上記の対応を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談します。
- ・事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止検討委員会において当該事案がなぜ発生したか検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知します。
- ・施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告します。
- ・必要に応じ、関係機関や地域住民等に対して説明し、報告を行います。

### 5. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- ・利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

### 6. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ・虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者（管理課長）は、寄せられた内容について苦情解決責任者（施設長）に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- ・苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。

- ・対応の流れは、上述の「5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。  
苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

## 7. 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

入所者等はいつでも本指針を閲覧することができる。また法人 HP においていつでも閲覧可能な状態とします。

## 8. 虐待と思われる事案が発生した場合の職員の責務

虐待を発見した場合、市町村へ速やかに通報するとともに各拠点の「施設長へ報告する。身体拘束を実施する場合の連絡体制に準じる。

＜早期発見の責務と通報の義務＞

### 1. 保健・医療・福祉関係者の責務

保健、医療、福祉関係者の責務として高齢者、障害者福祉の仕事に関係する人は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見に努めることが示されている。

### 2. 通報の義務

虐待を受けたと「思われる」高齢者、障害者を発見した人は、その生命や身体に重大な危険が生じている場合は速やかに市町村へ通報する義務があります。また重大な危険が生じていない場合でなくとも、速やかに通報努力義務があります。

養介護施設従事者等、障害者福祉施設従事者等は自分の働いている施設などで虐待を発見した場合、生命、身体への重大な危険が生じているか否かに問わらず、通報義務（努力義務ではない）が生じます。

### 3. 守秘義務との関係

通報等を行うことは守秘義務に妨げられません。ただし、「虚偽であるもの」（虐待の事実がないのに事実であるようにうその通報等をこと）「過失であるもの（一般の人から見て虐待があったと「思った」ことに合理性がない場合に通報を行うこと）は除かれます。

### 4. 不利益取り扱いの禁止

高齢者、障害者虐待防止法では通報したことによって解雇その他の不利益な扱いを受けることを禁じています。虐待の問題を施設、事業所の中だけで抱え込まずに、早期に発見し対応をはかるために設けられたものです。ここでいう「不利益な扱い」とは降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させる、退職金の減給・没収等が考えられます。

## 9. 虐待を考える2つの視点

＜視点1＞

- ・報道などで社会に明るみに出るような顕在化した高齢者虐待以外にも、気付かれていらない虐待があるという視点

＜視点2＞

- ・明確に「虐待である」と判断できるような行為の周辺には、判断に迷うような「グレーゾーン」が存在する。(＝「不適切なケア）
- ・サービス検討委員会における報告は事故や苦情等が不適切なケアを原因として発生したものとして、よりよいケアを模索する材料とするべくして報告する。

\* 法律の定義に当てはまらない場合、対応は必要ないわけではなく、障害者・高齢者虐待を「障害者・高齢者が他者から不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命・健康・生活が損なわれるような状態におかれること」と広く捉える。

## 10. その他

- 1) 本指針については重要事項説明書で入所の際にご本人、ご家族へ説明します。  
またいつでも当該指針については閲覧できます。
- 2) 全サービス（事業所）においても本指針、北広島市高齢者虐待対応のながれに準じます。

## 身体拘束適正化指針

### 1. 身体拘束とは

- ・徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹やひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひもで縛る。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ちあがる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない部屋等に隔離する。

「身体拘束ゼロの手引き」厚労省 2001 年より

### 2. やってはいけない「魔の3ロック」

#### 1) フィジカルロック

##### ○身体の抑制

- ・ベッドなどに腕や四肢を縛る。
- ・車いすにY字型拘束帯、腰ベルト、ひもで固定する。
- ・車いすにテーブルを固定する。
- ・桎梏（ひも、ロープ、ビニールテープ、布ひも、鉄鎖、手錠等による拘束）

##### ○行動の抑制

- ・ミトン型の手袋をつける。介護着、つなぎなどを着せる等拘束衣、拘束具の装着。
- ・立ちあがる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・ベッド柵で周囲を囲む。
- ・長時間にわたる無意味な、あるいは罰として鍵がかかる部屋に入れ、施錠する。
- ・長期に渡る面会謝絶、帰宅の拒否、不許可、中止など外部交流の遮断等。

#### 2) ドラッグロック

##### ○薬による抑制

- ・精神作用を減退させる向精神薬の使用。
- ・薬の過剰投与等

### 3) スピーチロック

#### ○言葉による抑制

- ・「立たないで」「座って」「ちょっと待って」等意欲を無くすような声掛けをする等。

## 3. 身体拘束が例外的に許される「緊急やむを得ない場合」とは

- 1) 「例外3原則」の3つの要件「切迫性、非代替性、一時性」を全て満たすこと。

例外3原則	
切迫性	利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと
	判断を行う場合は、身体拘束を行うことによりご本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となるまで利用者本人等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要があります。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替えする介護方法がないこと。
	判断を行う場合は、いかなる時でも、まずは身体拘束を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命または身体を保護するという観点から他に代替え手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要があります。また拘束方法自体も、本人の状態像に応じて最も制限の少ない方法により行います。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
	判断を行う場合には、ご本人の状態像を等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

## 4. やむを得ない身体拘束を行う際の手続きなど

### 1) 慎重な手続き

やむを得ない身体拘束等を行う場合には、身体拘束適正化委員で要件確認、判断を組織的に行い、ご本人、ご家族へ十分な説明と同意を得て、必要がなくなれば速やかに解除するという極めて慎重な手続きのもとでなされる場合に限られます。

※(身体拘束適正化委員=施設長、生活相談員(介護支援専門員)、看護職員、介護リーダー)

### 2) 手手続きに関する記録と周知

やむを得ない身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するとともに、チーフ会議でその都度周知します。

## 5. 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常生活で以下のこと取り組みます。

- 1) お客様主体の行動、尊厳ある生活に努める。
- 2) 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないようにする。
- 3) お客様の意思を尊重し、意向に沿ったサービスを提供し、他職種協働で個別ケアを丁寧に行う。
- 4) 安全確保の観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を兎に妨げるような行為は行わない。
- 5) 「やむを得ない」と拘束に通じる行為を行っていないかを常に振り返りお客様の主体的生活を奪っていないかに留意する。

## 6. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他のお客様の生命、身体を保護するための措置として緊急やむをえず身体的拘束を行わなければならない場合は以下の手順に従い、実施します。

### 1) カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状態になった場合、委員会を中心として、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要件をすべて満たしているかどうかについて検討、確認します。

身体拘束を選択した場合は、拘束方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人、家族に対する説明書を作成し、説明します。

### 2) お客様、家族への説明

身体拘束の内容、目的、理由、時間・時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

同意期間を超える、尚拘束を必要とする場合は、事前にお客様・家族等と行っている内容、方向性、お客様の状態などを確認、説明し、同意を得た上で実施します。

### 3) 記録と再検討

専用の様式に基づき心身の状況、やむを得ない理由等を記録し身体拘束の早期解除に向けて検討します。記録は2年間保存します

### 4) やむを得ない身体拘束等の解除について

記録と再検討の結果、身体超す億を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。

## 7. その他

- 1) 本指針については重要事項説明書で入所の際にご本人、ご家族へ説明します。  
またいつでも当該指針については閲覧できます。
- 2) その他、この「緊急やむを得ない身体拘束等の適正化指針」、「身体拘束ゼロの手引き」厚労省2001年』を準用します。
- 3) やむを得ない身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者的心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。同意書と記録の様式は同手引き「記録1」「記録2」を使用します。
- 4) 全サービス（事業所）においても本指針、北広島市高齢者虐待対応のながれに準じます。

## 8. やむを得ない身体拘束を行う際の連絡体制(別添資料参照)

やむを得ない身体拘束を行う場合は以下の手順で進めます。(居住系サービス)

### 1) 日中の場合

- ・対応する介護職員が介護リーダーへ連絡、その後生活相談員へ相談します。
- ・生活相談員（介護支援専門員）が施設長に連絡をします。
- ・施設長は、生活相談員（介護支援専門員）看護職員、介護リーダーを招集し、態様の確認と例外3原則の該当の是非を検討します。施設長は必要と判断した場合に限り身体拘束を許可します。
- ・生活相談員（介護支援専門員）は速やかにご本人、ご家族へ説明します。
- ・ご本人、ご家族の同意が得られた後、やむを得ない身体拘束等を行い、可能な限り速やかに関係書類で同意を得ます。
- ・生活相談員（介護支援専門員）はやむを得ない身体拘束等を行う理由、方法、期間等について職員へ周知します。
- ・施設長は法人本部へ報告（報告書に基づく）します。

### 2) 休日体制の場合（施設長、生活相談員が不在の場合）

- ・対応する介護職員が介護リーダーへ連絡、その後生活相談員へ報告します。
- ・介護リーダー職員が看護職員、介護職員を招集し、態様を確認と例外3原則の該当の是非を検討します。生活相談員、施設長へ結果を報告し施設長は必要と判断した場合に限り身体拘束を許可します。
- ・介護リーダーは速やかにご本人、ご家族へ説明を行います。
- ・ご本人、ご家族の同意が得られた後、やむを得ない身体拘束等を行い、可能な限り速やかに関係書類で同意を得ます。
- ・確認後、介護リーダーは施設長、生活相談員へ報告します。
- ・介護リーダー職員はやむを得ない身体拘束等を行う理由、方法、期間等について

て職員へ周知します。

- ・施設長は法人本部へ報告します。

### 3) 夜間の場合

- ・夜勤者 2 名で態様確認のもと例外 3 原則に該当の是非を検討します。
- ・検討後、施設長、生活相談員へ報告します。
- ・施設長は、報告内容を確認し、必要に応じてやむを得ない身体拘束等を行うことを許可します。
- ・夜勤者はご本人、ご家族へ説明し同意を得ます。
- ・翌日、施設長は、生活相談員（介護支援専門員）看護職員、介護リーダー、家族を招集し、態様の確認と例外 3 原則並びに今後の方針について再検討します。その内容について改めてご本人、ご家族へ説明し、関係書類等で同意を得ます。
- ・施設長は法人本部へ報告します。